

議案第64号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| 第4条 略 | 第4条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 <u>警察職員が前条第1項第1号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。</u> | |
| 4 略 | 3 略 |
| 5 略 | 4 略 |
| 6 略 | 5 略 |
| 7 略 | 6 略 |
| 8 略 | 7 略 |
| 9 略 | 8 略 |
| 10 略 | 9 略 |
| 第4条の2 略 | 第4条の2 略 |

2 略

3 第1項に規定する警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第3項の規定による加算額に相当する額とする。

4 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が前条第4項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第4項の規定による加算額に相当する額とする。

2 略

3 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第3項の規定による加算額に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。